

日本放送協会放送受信規約 新旧対照表

(_____ 部分は、変更部分)

変更案	現行
<p>(メッセージの表示)</p> <p>第7条 NHKは、受信機(衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。)を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字(以下「設置確認メッセージ」という。)を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。</p> <p>2 NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>受信機の画面にB-CASカード番号またはACAS番号として表示される識別番号</u> (以下「ID番号」という。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の連絡の後、<u>前項第2号のID番号を変更したこと</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(メッセージの表示)</p> <p>第7条 NHKは、受信機(衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。)を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字(以下「設置確認メッセージ」という。)を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。</p> <p>2 NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>受信機に使用する集積回路内蔵型カード(以下「ICカード」という。)のカード識別番号</u> (以下「ID番号」という。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の連絡の後、<u>受信機に使用するICカードのID番号を変更したこと</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成30年9月10日</u>から施行する。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>平成29年5月30日</u>から施行する。</p> <p>2～7 (略)</p>